

イラクへの自衛隊派兵に反対する意見書

小泉政権は、通常国会での「イラク復興支援特別措置法」の成立を受けて、自衛隊をイラクへ派兵する方途を探っている。

イラク特措法は、「人道復興支援活動」と「安全確保支援活動」の実施を目的にしており、具体的な業務としては医療、生活関連物資の配布、被災者の収容施設の設置、復興のための輸送・保管・通信・建設・修理整備・補給・消毒などがあり、これらの活動をイラク国内の「非戦闘地域」で実施することになっている。

しかし、イラク国内ではブッシュ大統領が戦争の終結を宣言した後も、各地で連日のように戦闘状態が発生し、米英兵などの犠牲者は、既に戦争終結宣言以前を上回るという状態になっており、最近では国連施設までもが攻撃の標的にされ、多くの犠牲者を出し、国連職員及び関係者が現地から引き上げるという事態に至っている。

このようにイラク全土がいまだに戦闘状態にある中では、小泉首相が国会で答弁したような「非戦闘地域での活動」は全く困難な状態である。

そもそも、イラク攻撃の大義名分であった大量破壊兵器（WMD）が発見されず、米英国内では政府に対する批判が強まっているが、こうした中での自衛隊のイラク派兵は絶対にやめるべきである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 9月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量